

## 北広島市火災予防条例の一部改正について

### <改正の背景>

平成 25 年 8 月に発生した京都府福知山花火大会火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）が平成 25 年 12 月 27 日に公布され、対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直しが図られました。また、平成 26 年 1 月 31 日付け消防予第 20 号により火災予防条例（例）の一部改正について通知されました。

これを受け、対象火気器具等の取扱いに関する規定の整備、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、北広島市火災予防条例の一部を改正するものです。

### <主な改正概要>

#### 1 対象火気器具等の使用に係る取扱いに関すること[屋内・屋外共通]

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等（気体燃料、液体燃料及び固定燃料を使用する器具並びに電気を熱源とする器具をいう。以下同じ。）を使用する場合は、消火器を準備した上で使用すること。

#### 2 屋外における指定催しの指定・防火管理に関すること[屋外]

- (1) 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、「指定催し」として指定。

##### 【消防長が別に定める要件】

以下の 2 つの要件のいずれにも該当するもの

対象火気器具等を使用する露店等が 100 以上出展

一日当たりの予想観客数が、10 万人以上の催し

「要件」及び「指定催しの指定」は、それぞれ告示により規定することを想定

- (2) 指定催しを主催する者に、以下のことを義務付ける。

- ・防火担当者の選任
- ・火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び業務従事の指示
- ・火災予防上必要な業務に関する計画の消防への届出（開催する日の 14

日前まで)

3 催し物の開催に際して開設する露店等に係る届出に関する事[屋内・屋外共通]  
祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して露  
店等を開設する際には、あらかじめ消防に届出を行うこと。

< 罰則 >

「指定催し」の主催者が、上記 2 (2)の火災予防業務計画を提出しなかった場  
合は、指定催し的主催者に 3 0 万円以下の罰金を科すこととします。

< 施行期日 >

平成 2 6 年 8 月 1 日からの施行を予定しています。また、施行の日から起算  
して 1 4 日を経過する日までの間に終了する屋外催しについては、上記 2 の防  
火管理に関する規定は適用しない旨の経過措置を設けます。